

公益財団法人全日本弓道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.kyudo.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 当連盟が事業を効果的に実施し、安定的かつ持続的な組織運営を実現していくための戦略と計画を全日本弓道連盟中期計画2023-2029（以下中期計画）として定め、令和6年3月27日開催の理事会決議を得ている。 【審査基準（2）について】 中期計画はウェブサイトにて公表している。 (https://www.kyudo.jp/aboutus/plan.html) 【審査基準（3）について】 中期計画の策定に当たっては、役職員や会員から幅広く意見を募り、組織全体として一体となって取り組むこと、役職員、会員以外の多様なステークホルダーの意見・視点も反映した。	【4】 全日本弓道連盟中期計画2023-2029 【5】 中期計画を決定した理事会議事録 【6】 「全日本弓道連盟中期計画 2023-2029概要版」に対する御意見
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 前述原則1（1）のとおり、中期計画に整理している。 【審査基準（2）について】 前述原則1（1）のとおり、中期計画はウェブサイトにて公表している。 【審査基準（3）について】 前述原則1（1）のとおり、中期計画の策定に当たっては、役職員や会員から幅広く意見を募り、組織全体として一体となって取り組むこと、役職員、会員以外の多様なステークホルダーの意見・視点も反映した。	【4】 全日本弓道連盟中期計画2023-2029 【5】 中期計画を決定した理事会議事録 【6】 「全日本弓道連盟中期計画 2023-2029概要版」に対する御意見

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 前述原則1（1）のとおり、中期計画に整理している。 【審査基準（2）について】 前述原則1（1）のとおり、中期計画はウェブサイトにて公表している。 【審査基準（3）について】 前述原則1（1）のとおり、中期計画の策定に当たっては、役職員や会員から幅広く意見を募り、組織全体として一体となって取り組むこと、役職員、会員以外の多様なステークホルダーの意見・視点も反映した。	【4】 全日本弓道連盟中期計画2023-2029 【5】 中期計画を決定した理事会議事録 【6】 「全日本弓道連盟中期計画 2023-2029概要版」に対する御意見
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 外部理事の目標割合（25%以上）については、理事選任規則第2条第1項において、弓道関係者6名以内、学識経験者9名以内と定め、同目標割合を満たすように理事の人数構成を定めており、理事選任時に順守している。 現状、外部理事の割合が60%、女性理事の割合が27%である。なお、学識経験者として就任した者に限り、当該者が関係団体等の関係を有する場合であっても、当該者が有する高度な知見または専門性に期待し選任したものであり、関係団体との関係性に期待し選任したものではないことから、外部理事に該当するものとして整理している。 なお、令和6年6月27日開催の定時評議員会において理事選任規則の一部改定を行い、原則として外部理事の割合を25%以上とすることを明記した。次回の改選から適用される。 【審査基準（2）について】 女性理事の割合については、全体で27%、業務執行理事1名の任用となっている。 女性理事の割合を向上すべく、まずは委員会や部会の委員として登用し、運営に関する知識・理解を深めてもらった上で、理事に任命するような方向で取り組みを行っている。 なお、令和6年6月27日開催の定時評議員会において理事選任規則の一部改定を行い、原則として女性理事の割合を40%以上とすることを明記した。次回の改選から適用される。	【7】 理事名簿、 【8】 監事名簿、 【10】 理事選任規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準（1）について】 評議員選任規則において、財務・経理、公益法人運営、ガバナンス・コンプライアンス等の知識・経験等を有する者から選任するものとし、現状、外部評議員の割合が67%、女性評議員の割合が20%である。 なお、令和6年6月27日開催の定時評議員会において理事選任規則の一部改定を行い、原則として外部理事の割合を25%以上とすることを明記した。次回の改選から適用される。 【審査基準（2）について】 女性評議員の割合については、当連盟における女性会員の比率や、諸活動への参加状況によって今後、増員の方向で検討していきたい。 女性評議員についても、その割合を向上すべく、まずは委員会や部会の委員として登用し、運営に関する知識・理解を深めてもらった上で、評議員に任命するような方向で取り組みを行っている。 なお、令和6年6月27日開催の定時評議員会において理事選任規則の一部改定を行い、原則として女性理事の割合を40%以上とすることを明記した。次回の改選から適用される。	【9】評議員名簿、 【15】評議員選任規則
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 アスリート委員会の設置をしている。 【審査基準（2）について】 アスリート委員会の設置に当たっては、性別等のバランス等、委員会の構成に留意した。 【審査基準（3）について】 アスリート委員会の設置に当たっては、委員会を定期的に開催し、同委員会の意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じた。	【56】アスリート委員会規程、 【70】アスリート委員会委員名簿
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）について】 理事定数は、10名以上15名以内とし、討議等を行いやすい環境を整えている。 実効性確保のため、理事会運営規程第2条2項において、通常理事会を年6回（隔月）開催としている。	【1】定款、 【10】理事選任規則、 【7】理事名簿、 【12】理事会運営規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準（1）について】 理事選任規則において、理事は選任時においてその年齢が75歳以下でなければならないことと定めている。この定めは学識経験者選出の理事にも適用しており、新陳代謝を図るものと認識している。	【10】 理事選任規則
9	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数 の上限を設けること	【審査基準（1）について】 現状で10年の在任期間を超える役員は存在しない。 なお、令和6年6月27日開催の定時評議員会においてて理事選任規則の一部改定を行い、理事は、連続して10年を超えて在任することができないことを定めた。	【10】 理事選任規則
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 独立した評議員会の諮問委員会として評議員、理事、及び監事候補選考委員会を設置している。 選考委員会の構成員には有識者を配置している。	【16】 評議員候補選出委員会規則、 【11】 理事候補選出委員会規則、 【13】 監事候補選出委員会規則
11	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準（1）について】 本連盟の評議員、理事・監事、名誉会長等、委員会委員、審査委員、審判委員、講師、及び職員その他の弓道関係者については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として関係法令及び本連盟の定款その他の規程、内規等を遵守し、本連盟の業務にあたるとともに社会的規範に悖る行動をしない旨を記載し、懲戒規程で違反した際の処分等について定めている。 さらに職員については、服務規程第8条で当連盟諸規程を遵守する旨を記載し、同第41条で違反した際の懲戒について別途定めている。	【1】 定款、 【37】 倫理規程、 【39】 倫理に関するガイドライン、 【36】 懲戒規程、 【25】 服務規程、 【42】 コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 「定款」において組織運営等に必要な事項の概要を定めるとともに、評議員会・理事会・専門委員会等の各機関の運営に関し、それぞれ「評議員会運営規程」、「理事会運営規程」、「専門委員会規程」を整備して定めている。さらに、地方組織ついて「加盟団体地域連合会規程」、経理や監査に関する事項について「経理規程」・「監事監査規程」、理事の職務権限について「職務権限規程」を整備して詳細に定めるとともに、不祥事対応等について「懲戒規程」で定めている。	【1】 定款、 【17】 評議員会運営規 程、 【12】 理事会運営規程、 【23】 専門委員会規程、 【21】 加盟団体地域連合 会規程、 【27】 経理規程、 【14】 監事監査規程、 【24】 職務権限規程、 【36】 懲戒規程
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	【審査基準 (1) について】 法人の業務に関し、職員や事務局の活動等について「服務規程」・「処務規程」、加盟団体や会員の活動等について「加盟団体及び会員等の遵守規程」、業務活動に伴う個人情報の取扱い等について「個人情報保護規程」を整備して定めている。	【25】 服務規程、 【26】 処務規程、 【20】 加盟団体及び会員 等の遵守規程、 【35】 個人情報保護規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 「定款」、役員に関する「役員及び評議員等の報酬、費用並びに謝金に関する規程」「旅費規程」及び事務局職員の給与等に関する「給与規程」「旅費規程」を整備している。	【1】 定款、 【32】 役員及び評議員等 の報酬、費用並びに謝金 に関する規程、 【34】 給与規程、 【33】 旅費規程
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	【審査基準 (1) について】 法人の財産に関し、「定款」第3章（第5～9条）において本連盟の資産・会計について定めている他、経理に関する一般的な事項について「経理規程」で定めるとともに、別途、資金運用について「資金運用に関する内規」、準備資金について「特定費用準備資金取扱規則」を整備して定めている。	【1】 定款、 【27】 経理規程、 【28】 資金運用に関する 内規、 【31】 特定費用準備資金 等取扱規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	【審査基準 (1) について】 財政的基盤を確保するための規程として、加盟団体からの分担金につういて「加盟団体分担金規 程」、特別賛助会員について「特別賛助会員顕彰規程」、寄付金について「寄付金等取扱規程」を整備 して定めている。	【22】 加盟団体分担金規 程、 【30】 特別賛助会員顕彰 規程、 【29】 寄附金等取扱規程
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	【審査基準 (1) について】 代表選手の選考に関する規程、その他選手の加盟団体での選考及び権利保護に関する規程はないが、 選手選考規程を策定する方向で令和5年度より継続して検討を行っており、同規程については令和6年 度内（令和7年3月31日迄）の完成を予定している。 4年に一度開催される世界弓道大会へ日本代表選手を派遣するための選考方法については、実施要項 に明記している。 【審査基準 (2) について】 選手の権利保護に関する規程は特に整備していないが、選手を含めた個人情報の保護については、個 人情報保護規程で権利保護を行っている。 令和6年度内（令和7年3月31日迄）の完成を目指す選手選考規程においては、選手登録や肖像権 の保護に関する規定など選手の権利保護に関する定めを広く盛り込むことを予定している。 【審査基準 (3) について】 世界弓道大会に係る代表選考会の実施要項は基本計画部会において起案することとしているところ、 同部会の委員は、専門委員会規程の定めに従い、公平かつ合理的な過程で選考されている。 令和6年度内（令和7年3月31日迄）の完成を目指す選手選考規程においては、選手決定の手続き や不服申立てに関する規定など公平で合理的な選考過程の確保に関する定めを盛り込むことを予定して いる。	【50】 第4回世界弓道大 会〔名古屋〕日本団体代 表選考会実施要項、 【35】 個人情報保護規 程、 【23】 専門委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	（4） 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 審判委員、審査委員及び講師は、公認資格認定規程、競技規則、審査規程及び、講習会規程、及び審査委員、審判委員、講師の任命に関するガイドラインに基づき、有資格者から、公平かつ合理的に選考している。	【52】 公認資格認定規程、 【49】 競技規則、 【53】 審査規程、 【51】 講習会規程 【71】 審査委員、審判委員、講師の任命に関するガイドライン
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	（5） 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	【審査基準（1）について】 現状、顧問弁護士は存在しないが、弁護士への相談ルートは確保できており、案件の内容に応じて専門家である外部の弁護士に日常的に相談や問い合わせができる体制を確認している。 【審査基準（2）について】 理事選任規則第2条第1項・2項において、学識経験者について法律や企業法務の知識・経験等を有する者から選任することを定め、実際に、理事選任時は、法的知識を有する役員を選任している。	【10】 理事選任規則、 【7】 理事名簿、 【59】 弁護士との委任契約書
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	（1） コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	【審査基準（1）について】 コンプライアンス委員会を設置しているが、令和5年度は開催していない。 【審査基準（2）について】 コンプライアンス委員会規程において、同委員会の所管事項（同規程第3条）、同委員会の構成（同規程第4条）や開催・決議方法（同規程第7条）等について定めている。 【審査基準（3）について】 コンプライアンス委員会の設置にあたり、その構成員に、1名の女性委員を登用するよう理事会決議を行い、その後もこれを踏襲している。	【42】 コンプライアンス 委員会規程、 【41】 コンプライアンス 委員会の設置議事録及び 別紙資料（別紙3）、 【19】 組織図、 【43】 コンプライアンス 委員会委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	【審査基準 (1) について】 下記のメンバーによりコンプライアンス委員会を編成している。 ①企業法務等の経験が豊富なコンプライアンスに精通している理事 ②法律の専門家である弁護士 ③学識経験者の女性理事 ④弓道に精通している高位・高段者 ⑤オブザーバーとして監事（公認会計士資格を有する現任監事）	【42】 コンプライアンス 委員会規程、 【43】 コンプライアンス 委員会委員名簿
22	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 今後コンプライアンス委員会においてコンプライアンス教育の具体的な実施方法等を検討すべく、現 在ワーキンググループにおいて継続して審議を進めており、これについては令和6年度内（令和7年3 月31日迄）の実施を予定しているとともに、その後も少なくとも年1回以上のペースで同様に実施し ていく予定である。	
23	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 コンプライアンス教育の一環として、全日本選手権大会参加選手にはアンチ・ドーピングの研修を 行っている。 過去、指導者の研修会においてスポーツ仲裁機構から講師を招き、研修を行っている。 令和5年度中央委員研修会、及び中央研修会において、日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協 会のインテグリティやハラスメント防止動画の視聴を行った。	【45】 研修会報告（アン チ・ドーピング）、 【46】 月刊『弓道』（J S A A）、 【47】 研修会資料（J S A A）、 【57】 対象者への研修の 案内文書
24	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 本連盟では指導者資格と審判委員資格を同じカリキュラムで認定しており、前述 (2) のとおり、研 修を行っている。 令和5年度中央委員研修会、及び中央研修会において、日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協 会のインテグリティやハラスメント防止動画の視聴を行った。	【57】 対象者への研修の 案内文書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準（1）について】 計算書類の確認は外部の公認会計士に、組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際しては、外部の弁護士がリーガルチェックを行っている。 なお、いずれも顧問契約は締結しておらず、案件ごと又は作業時間計算による業務委託契約によっている。 【審査基準（2）について】 執行部、及び事務局は、弁護士、公認会計士、税理士のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。具体的には、相談すべき案件が発生した場合、当該個別事案について、事務局の同事案担当者から、然るべき資格保有者に連絡・相談を行い、その結果につき、同事案の担当役員に報告し、その指示に基づいて対応を行っている。	【58】 公認会計士との業務委託契約書、 【59】 弁護士との委任契約書
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準（1）について】 公正な会計原則、及び公益法人の財務三基準の遵守状況は四半期毎に理事会で確認をしている。 【審査基準（2）について】 当連盟監事には専門性〈公認会計士・弁護士・元市長〉を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。 【審査基準（3）について】 財務・経理書類の原案作成に当たっては、公認会計士及び、税理士のサポートを受けている。	【1】 定款、 【27】 経理規程、 【28】 資金運用に関する内規、 【31】 特定費用準備資金等取扱規則、 【8】 監事名簿、 【60】 令和5年度監査報告書
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準（1）について】 助成元における要項等の定めに沿って、適切に処理を行っている。主な助成元は、日本スポーツ振興センターである。 申請に当たっては、事務局の担当者において、対象事業の選別と助成内容を起案し、局内で精査した上で申請を行っている。申請に基づいて当該事業を実施した後は、実績に基づいて関係資料を取り纏め、局内で精査した上で、執行部に報告を行っている。また、倫理規程第4条第5項において補助金、助成金等の経理処理に関し、遵守事項として定めている。	【37】 倫理規程、 【14】 監事監査規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準（1）について】 公益法人認定法に基づき〈公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類について〉事業所に備置し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 備え置き書類については閲覧者が確認を行いやすいよう整理している。 必要な書類はウェブサイト（ https://www.kyudo.jp/aboutus/overview.html ）にて開示している。	【2】 令和5年度決算報告書、 【3】 令和6年度収支予算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準（1）について】 世界弓道大会へ日本代表選手を派遣するための選手選考については、世界弓道大会日本団体代表選考会実施要項、及び選考結果をウェブサイトにて公表する計画としている。	【50】 第4回世界弓道大会〔名古屋〕日本団体代表選考会実施要項
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準（1）について】 ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を当連盟ウェブサイト（ https://www.kyudo.jp/aboutus/overview.html ）に開示している。	当連盟ウェブサイト https://www.kyudo.jp/aboutus/overview.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準（1）について】 利益相反取引の規制としては、理事会運営規程第16条にて、理事が取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を明示して理事会の承認を得るものとし、利益相反取引を適切に管理している。また、理事会決議事項としている関係で、その議論の過程等については、理事会議事録に記載されて開示されることになるため、これにより、意思決定の透明性が確保されている。 役員〈理事・監事・評議員〉就任時に承諾書及び誓約書を取っている。 本連盟倫理規程第4第4項において「日常の行動について、公私の別を明らかにし、本連盟の職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならないこと。」と定めている。 利益相反に関するより具体的な定めについては、関連規定の改正・整備により策定することとし、これについては令和5年度に引き続き検討しており、令和6年度内（令和7年3月31日迄）の成立を予定している。 【審査基準（2）について】 現時点では、利益相反ポリシーに基づいた規程はないが、関連規定の改正・整備により策定することとし、これについては令和5年度に引き続き検討しており、令和6年度内（令和7年3月31日迄）の成立を予定している。	【12】 理事会運営規程、 【18】 承諾書及び誓約書（様式）、 【37】 倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準（1）について】 現時点では、利益相反ポリシーは制定していないが、関連規定との関係も整理しながら策定することとし、これについては令和5年度に引き続き検討しており、令和6年度内（令和7年3月31日迄）の成立を予定している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（1）について】 会員からの通報相談一般を広く受け付けるものとして相談窓口を設置し、当連盟ウェブサイトで窓口設置を周知し、専用アドレスを設けて対応している（https://www.kyudo.jp/info/guidelines.html）。 【審査基準（2）について】 相談窓口は守秘義務を課した限られた職員で受付をし、外部の弁護士により対応をしている（倫理に関するガイドライン第9条）。 【審査基準（3）について】 倫理に関するガイドライン第11条第1項、懲戒規程第16条、コンプライアンス委員会規程第9条において、守秘義務について定めている。 【審査基準（4）について】 倫理に関するガイドライン第11条第2項、懲戒規程第17条、コンプライアンス委員会規程第9条において、通報者保護について定めている。 【審査基準（5）について】 これまで研修等を行っていないが、今後、役職員等への研修を実施する方向で、具体的な実施方法等を検討すべく、現在コンプライアンス委員会のワーキンググループにおいて準備を進めており、これについては令和5年度に引き続き検討しており、令和6年度内（令和7年3月31日迄）の実施を予定している。	【42】コンプライアンス委員会規程、 【39】倫理に関するガイドライン、 【36】懲戒規程、 【66】相談窓口のウェブサイト掲載ページ
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（1）について】 前述（1）のとおり通報制度は、会員からの通報相談一般を広く受け付けるものとして事務局内に相談窓口を設置し、必要に応じて複数名の外部の弁護士によって対応しているほか、コンプライアンス委員会及び倫理委員会は法曹を含む学識経験者を中心とした体制で構成しており、窓口の対応の公正・有効を担保する体制となっている。	【39】倫理に関するガイドライン、 【36】懲戒規程、 【42】コンプライアンス委員会規程、 【43】コンプライアンス委員会委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準 (1) について】 懲戒規程において、違反行為（同規程第3条）、適用対象（第2条）、懲戒の種類（第4条）、及び処分に至るまでの手続き（第10条・第11条・第12条）を定めている。 【審査基準 (2) について】 当連盟サイトに掲載している（https://www.kyudo.jp/aboutus/overview.html）。 【審査基準 (3) について】 懲戒規程において、意見提出の機会を与えている（同規程第15条第1項）。 【審査基準 (4) について】 懲戒規程において、処分対象者に対する処分通知及びその内容を定めている（同規程第12条第3項）。	【20】 加盟団体及び会員等の遵守規程、 【39】 倫理に関するガイドライン、 【36】 懲戒規程、 【67】 懲戒規程のウェブサイト掲載ページ
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準 (1) について】 懲戒規程に基づく懲戒（処分）手続の審査は倫理委員会で行い、その審査に基づき理事会で決定している。倫理委員会は外部の弁護士を中心にして、弓道の専門的知識を持つ者も加えて編成されており、中立性と専門性を有している。	【36】 懲戒規程、 【38】 倫理委員会規程、 【40】 倫理委員会委員名簿
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準 (1) について】 自動応諾条項を定めている。 【審査基準 (2) について】 自動応諾条項の対象事項には、当連盟のあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 【審査基準 (3) について】 申立期間については制限を設けていない。	【39】 倫理に関するガイドライン、 【36】 懲戒規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準 (1) について】 処分対象者が発生した場合は、懲戒規程に定める内容で処分通知を行い、スポーツ仲裁の利用についてもあわせて通知を行うようにする。	【36】 懲戒規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準 (1) について】 不祥事が発生した場合には、弁護士への相談ルートや、相談窓口・外部相談員による調査、執行部・理事会とコンプライアンス委員会、倫理委員会での懲戒手続きなどこれを解決するためのプロセスが構築されている。 【審査基準 (2) について】 令和6年9月25日開催の理事会において危機管理規程を制定した。 【審査基準 (3) について】 令和6年9月25日開催の理事会において危機管理規程において、不祥事対応を含めた各危機に関する対応の一連の流れをマニュアルに定めるものとしている。 【審査基準 (4) について】 上記のマニュアルは外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含めるものとする予定である。	【39】 倫理に関するガイドライン、 【36】 懲戒規程、 【42】 コンプライアンス委員会規程 【72】 危機管理規程
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準 (1) について】 当連盟では過去4年以内に発生した不祥事について、関連規程に従い、相談窓口に寄せられた相談通報等を端緒に（倫理に関するガイドライン第10条）、外部相談員による調査（同ガイドライン第12条）又は必要に応じて理事会決議により調査委員会を設置して調査を行い（コンプライアンス委員会規程第11条）、事案によっては倫理委員会に対する会長からの諮問・同委員会の答申（懲戒規程第10条・第11条）を経て、理事会による決議（同規程第12条）を通じて対応を行っている。	【48】 関連する理事会議事録（不祥事）、 【61】 上記理事会決議に関する『弓道誌』報告記事、 【62】 矢羽に関する調査委員会委員名簿、 【39】 倫理に関するガイドライン、 【42】 コンプライアンス委員会規程、 【36】 懲戒規程 【68】 調査報告書（写） 【69】 会報No.5

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 外部調査委員会の設置については、危機管理規程の下位規範（マニュアル）において定めを設ける方向である。マニュアルの策定に当たっては、外部調査委員会を設置する場合の要件について、調査委員会の独立性・中立性・専門性を有する外部有識者を中心に構成するような定めとする予定である。	【72】 危機管理規程
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 地方組織との関係の概要については、「地方組織との関係図」に記載のとおりであるが、規程上は、加盟団体として「定款」第4 3条乃至第4 7条で定めるとともに、「加盟団体及び会員等の遵守規程」第6条にて、本連盟は、加盟団体又はその会員がこの規程に違反すると認めたときは、当該団体等に注意を与え、連盟主催の事業への参加を禁止することができる、と定めている。 コンプライアンスの強化という観点では、不祥事対応における加盟団体との連携を強化すべく、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、当連盟にコンプライアンス総括担当、各加盟団体にコンプライアンス担当を設置する方向で、段階的に準備を進めている。 また、「加盟団体分担金規程」により、これに係る加盟団体の義務等について定めている。 【審査基準（2）について】 地方組織の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等については、中期計画において（2）ガバナンス体制の確保として法人化の推進を行うことを定め、コンプライアンス徹底を図ることに加え、団体としての権利義務関係を明確化する方針を打ち出している。 【審査基準（3）について】 加盟団体に対して書面調査やヒアリングなどを行い、情報収集にあたるとともに指導を行っている。 年に1回、加盟団体の長や事務担当者を招集し、意見交換や指導を行っている。 審査会事業について業務委託契約書に基づき、管理及び、指導を行っている。 N F と加盟団体の関係性の在り方についても今後、継続して検討していく。	【63】 地方組織との関係図、 【1】 定款、 【20】 加盟団体及び会員等の遵守規程、 【42】 コンプライアンス委員会規程、 【22】 加盟団体分担金規程、 【64】 地連代表者会議の開催に関する資料、 【53】 審査規程、 【54】 審査業務委託契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 公益財団法人に相応しいガバナンス充実に向け、当連盟と加盟団体とで相談しながら進めていくこととしている。 令和元年度実施の加盟団体業務の調査等により加盟団体の運営実態の把握に努めてきたが、今後、一層の公正、健全な運営を支援するため、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の導入をきっかけとして進めていく。 都道府県連盟等に対しては、理事会・評議員会の資料、通達、広報誌等で、方針の伝達や、啓蒙を行っている。また、競技規則、各種運営要領を作成し、頒布している。 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会については、現時点で、明文化した計画や規程はないが、前述〔原則13〕（2）記載の加盟団体の長や事務担当者を招集する会議・研修会において兼ねて実施することを予定している。	【65】 令和元年度の調査の実施に関する資料